

派遣労働者の皆様へ

新型コロナウイルスの感染拡大などに伴う 派遣労働者の相談窓口のご案内

山梨労働局では、新型コロナウイルス感染拡大などに伴い、派遣労働者の皆さまのための「派遣労働者相談窓口」を設置しました。

新型コロナウイルス感染拡大の影響で、派遣先から予期せぬ労働者派遣契約の契約解除などが行われ、労働契約も解除されてしまった場合など、相談窓口にご連絡ください。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話による相談をご活用ください。

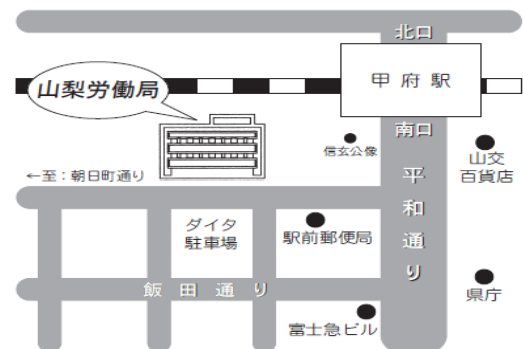
※相談内容によっては、関係機関をご案内することもあります。

お問い合わせ先

☎ 055-225-2862
(受付：平日8：30～17：15)

山梨労働局 派遣労働者相談窓口

〒400-8577
山梨県甲府市丸の内1-1-11
(山梨労働局4階
職業安定部 需給調整事業室内)



- 交通アクセス：JR中央線・身延線 甲府駅南口 徒歩2分
- 開庁時間：8時30分～17時15分（土日休祝日および年末年始を除く）

派遣労働者の相談窓口は全国の都道府県労働局に設置しています。

所在地は、厚生労働省のホームページよりご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/haken-shoukai14/index.html

